

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

過去の競争政策レビュー部会・

電気通信市場の環境変化への対応検討部会（第14回）（2部会合同）

1. 日時 : 平成22年10月7日（木）17:45～

2. 場所 : 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者 :

(1) 構成員（座長・座長代理を除き五十音順、敬称略）

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美（座長）、勝間 和代、岸 博幸、北 俊一、舟田 正之、町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆（座長）、徳田 英幸（座長代理）、篠崎 彰彦、藤原 洋、吉川 尚宏

(2) 総務省

平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、田中情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、吉良官房長、原政策統括官、久保田総括審議官、稲田官房審議官、武井官房審議官、原口電気通信事業部長、吉田電波部長、高崎総合研究官、前川総務課長、古市事業政策課長、渡辺電波政策課長、二宮料金サービス課長、泉データ通信課長、野崎電気通信技術システム課長、鈴木消費者行政課長、木村事業政策課調査官、犬童事業政策課企画官

4. 議事 :

(1) 「光の道」戦略大綱に関する取組状況

(2) 競争政策検討のフレームワーク・視点等

(3) 「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」の検討状況

(4) その他

5. 議事録 :

【黒川座長】 それでは、時間も参っていますので、過去の競争政策のレビュー部会と、電気通信市場の環境変化への対応検討部会の第14回の会合について、両部会の合同部会として、開催させていただきます。本日も会合の様様をカメラ撮りしておりますので、ご了承をお願いします。

「光の道」構想については、8月末に本タスクフォースにおいて、「光の道」戦略大綱を取りまとめ、これに基づいて個別のワーキンググループなどで、精力的に、夏休みの間、検討・取組をしていただきました。本日はまず私から、「光の道」戦略大綱に関する全体の取組状況を、報告させていただきます。その後、競争政策の関係と、ワイヤレスブロードバンドの関係については、それぞれ「光の道」ワーキンググループと「周波数」ワーキンググループで、精力的にご検討いただいているところなので、それぞれのワーキンググループの主査である山内先生と、徳田先生から検討状況をご説明いただきたいと思います。これらの説明の後、意見交換をしていただきたいと思います。

議事に入る前に、紹介させていただきますと、先月、内閣改造がございまして、ICT政策の分野では、新たに平岡副大臣、森田政務官がそれぞれご着任されております。平岡副大臣、森田政務官からそれぞれ、まず、ごあいさつをいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

【平岡副大臣】 皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました、総務副大臣を拝命いたしました、平岡秀夫と申します。皆様方のご議論は、もう既に何回も行われている中で、私と森田さん2人が、新参者のように入ってきましたけれども、また私たちが新しい感覚で、これからの皆様方のご議論にも参加させていただきたいと思っております。

私は、このポストに就く前は、内閣府の副大臣兼内閣官房国家戦略室長をやっております。まさに成長戦略の中で、このICTの重要性については、当時の副大臣でありました内藤正光さんからも聞いておりました。私とその仕事を引き継ぐということは、私にとってみれば大変荷の重い仕事かもしれませんが、非常に重要であることを踏まえて、しっかりと活動していきたいと思っております。

「光の道」構想については、5月に基本的方向性が示されて、2011年度から10年間で、約73兆円の経済効果が実現すると試算されていると聞いております。そういう意味でも、今の我が国が置かれている経済の状況についてみれば、大変重要な産業であると言えるのだらうと思えますし、これからの成長戦略においても、大変大きな役割を担っていくと思っております。この「光の道」構想は、最終報告が11月に予定されているようございまして、構成員の方々には短期間になり、精力的にご議論いただくことになると思えますけれども、よろしくお願いいたします。

先ほども、本会議が終わりまして出ようとしたときに、原口前総務大臣が私のところに

いらっしゃって、握手を求められて、ICTのこれからの将来をしっかりと見てほしいというお話がございましたので、ぜひ皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【黒川座長】 それでは、森田政務官、ごあいさつをお願いします。

【森田政務官】 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、政務官の森田でございます。

今ほど、平岡副大臣から縷々お話がありましたので、私から申し上げることはそれほどありませんが、「光の道」が間もなく、全土にネットワークをめぐらすような状況ができるのだろうと聞いております。問題は、そのリソースをどうやって国民目線、生活の実感にまで落とし込んでいけるか、そういった戦略を持てるかどうかであり、まさに経済効果も含めて、我が国がこれから成長の上で欠くことができない、非常に大きな考え、構想が必要なのだろうと思っております。

私は、議員になるまでは病院の勤務医をやっておりましたが、電子カルテを使っても、一個一個の電子カルテは非常に完成度が上がってきており、そういう中で患者さんも満足してくれるのです。ただ、そういったものが残念ながら地域全体、国家全体で共有されていないということも含めて、生活の実感に見合ったところで、いろいろな考え方が出てくると思いますが、どうか今後ともご議論をいただきまして、既にもう去年の10月から、再三のご議論を賜っておるところなのですが、ご指導を賜りたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

【黒川座長】 それでは議事に入らせていただきます。

まず私から、「光の道」構想に関する取り組み状況を説明させていただきます。資料の14-1をごらんください。「光の道」戦略大綱に関する取組状況の資料ですが、これは3つの柱から成り立っています。ICT利活用基盤の整備加速化、そのためのインセンティブの付与という問題。第2の柱が、NTTのあり方を含めた競争ルールの見直しの話。第3の柱が規制改革等によるICT利活用の促進という、この3つの大きな柱に沿って、大綱がつけられていて、それについての議論が進められています。

役所のほうとしては、「光の道」整備推進事業の予算要望として、今、ここに書かれている金額が要求されています。それから、「光の道」推進税制の要望というのも議論されてきて、ここに書いてありますように、最高速インフラを活用する公共アプリケーションの導入等にかかわる設備について、法人税及び固定資産税の特例措置を適用したいという

議論が、この中にあります。また、ワイヤレスブロードバンドの位置づけのための周波数の確保ということで、これは後で徳田先生から説明をしていただきますが、「周波数検討ワーキンググループ」は4月に設置されて、これまで8回、精力的に議論をしてきていただいています。周波数再編の実施方針、アクションプランを11月末までに決定して下さるということになっています。これについては、後で丁寧に説明をしていただきたいと思います。

第2の柱は、NTTのあり方を含めた競争ルールの見直しについてです。公正競争の一層の活性化のための環境整備ということについては、この夏休みにつくられたワーキンググループで、この点について丁寧に山内先生を中心にして、議論が進められてきていますので、これについては、山内先生から後で丁寧に説明をしていただきたいと思います。

「光の道」実現に向けた移行期の、ユニバーサルサービスの制度のあり方ということで、メタル巻取りの議論については、それにインセンティブを付与するためということで、移行期においてはIP電話に関しても、これをユニバーサルサービスとするということ、どういうふうに制度として位置づけておくかということで、ユニバーサルサービス政策委員会というのが、審議会の中につくられていまして、そこで議論しています。これは私が座長をしております、なかなか難しい、面倒な議論を抱えたまま、今、悩みの中にあるということです。必要であれば詳しく話したいと思いますが、今日はそのことではなくて、全体の概要を、流れを説明することなので、そのことについては省かせていただきたいと思います。ただ、ここに書いてありますように、調査を始めて、関係事業者のヒアリングを含めて、活発なヒアリングを続けて、その中で、やっぱり同じようなとか、ここでのワーキングと同じような議論が起こっています。そのときの1番は、IP電話が固定電話に変わるときの、基本的な価格のアフォーダビリティについての条件について、なかなかうまく見つけられないで困っているという部分が、問題になっています。この10月には答申案の意見をパブリックコメントに付して、結果等を踏まえて年内の答申を考えています。

第3の柱は規制改革等によるICT利活用の促進についてです。ICTの利活用を妨げる各種制度・規制の見直しについては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部における検討の貢献を視野に入れつつ、ICTの利活用を阻む制度・規制等についてパブリックコメントを実施しました。1度目のパブリックコメント、2度目のパブリックコメントということはありませんでしたが、528件の意見が出てきています。これは意見募集の

結果は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部における検討に、反映させていくということで、参考資料2が付されています。

ということで、この3つの柱について、それぞれの間、このタスクフォースはしばらく開催されていませんでしたが、それぞれの分野で必要なワーキングや委員会を設置して、議論を進めてきています。そこで、今、私の説明した中の内容について、「光の道」ワーキンググループの山内主査から、競争政策関係の検討状況についてご説明をお願いしたいと思います。

【山内座長】 それでは、公正競争の一層の活性化のための環境整備と、今、黒川座長の第2の柱を中心に、我々の「光の道」ワーキンググループで議論しているところについてご説明を申し上げたいと思います。

資料の14-2をご覧ください。このワーキンググループは、8月に発足いたしまして、ワーキンググループとしてのヒアリングを行いました。現在のところ、都合6回ほど開催いたしまして、議論をしております。その14-2は、我々が競争政策を検討するフレームワーク、基本的に情報通信のマーケット、ICTのマーケットをどういうふうにとらえているかということ鳥瞰した図であります。左側に固定通信市場、右側に移動通信市場となっておりまして、これは今、融合していくのが非常に重要でありまして、真ん中のところに、まさに青いところの白抜きで「融合」と書いてございますが、もっとこれを大きく書いてもよかったかと思えますけれども、こういう形でとらえられたのではないかと思います。

我々が考えている「光の道」でございますが、これは設備、利用両面において、「光の道」というものを実現していくということでございます。そのためには、この鳥瞰図で言うと、オープン化というのが一番ポイントです。この鳥瞰図には、各レイヤー間のことが書いてあります。コンテンツ、プラットフォーム、ネットワーク、端末というレイヤーがございまして、このレイヤー間のオープン化によって、「光の道」の、特に利用面を促進していくということが、一方であります。それと同時に、特にネットワークレイヤーの中のオープン化といいますか、要するにこれが競争促進ということでございまして、これを通じて各プラットフォームの土台になるところの、ネットワークレイヤーのオープン化が重要であるという認識で、議論しているところであります。

資料14-3をご覧いただきたいのですが、そのオープン化ということになります。特にネットワークレイヤー、中心になりますのは、ボトルネック施設を持つ、持たな

い、こういうことで言いますと、NTT東西のあり方というのも、当然入ってまいります。NTT東西につきましては、ご承知のように持株会社の下にございますけれども、現在そこでアクセス網の問題とコア網の問題と、2つのとらえ方ができるのではないかと考えております。

そこで、資料14-3をご覧くださいますと、順番がずれますが、③のところです。③のところ、アクセス網のオープン化等のあり方について、どう考えるかという1つの論点がございまして、この意見としては、NTT東西のFTTHが75%であり、これはオープン化が不十分であることに起因しているもので、競争促進が必要である。こういう意見がある。これに対して、どういうふうにオープン化を求めていくかということについて議論しているのが、この3番であります。④は中継網、ネットワークのオープン化ということでありまして、特に次世代の中継網、NGNについて、これはアクセスと一体的に構築されているところがございまして、NTT東西ユーザへの競争事業者のサービス提供が、困難になる可能性があるのではないかとという意見がある。一方で、多彩なコンテンツアプリケーションを提供できるように、NGNの開放をすべきかという意見もある。こういう中で、中継系のコアネットワークのオープン化をどういうふうにすべきかというのが2つ目の論点になってまいります。

それで戻りますと、そういった施設系のオープン化を通じて、それを利用するほうの公平なあり方、そこでの競争と申しますか、それを議論すべきというのが、そのページの①のところ、ボトルネック設備の公平な利用のあり方ということでありまして、NTT東西のボトルネック設備はファイバ系ですけれども、これについて、NTT東西の自社部門と、他事業者が同等に利用できる環境整備のあり方ということでありまして、09年で、NTT西日本で他事業者情報の不正流用といった問題があつて、現行の規制では十分にこれに対応できないのではないかとという意見等です。あるいは、この問題は自社優遇インセンティブに起因する問題であるというご意見もあります。この中で、ボトルネック設備の公平な利用のあり方はどうあるべきかというのが、2つ目の論点になろうかと思っております。

少し飛びますが、下の5番目のところをご覧くださいますと、NTT東西の業務範囲等のあり方ということでありまして、例えば、今、NTT東西は、本来業務は県内の業務に限られているわけでありまして、ブロードバンドについては許可を得て、県間サービスに進出できる。こうなってくると、業務範囲をどこまで拡大するか、懸念があるというご意見

もございます。一方では、ブロードバンド時代には、原則、自由な事業展開が市場創造になるので、これが重要だという意見もございます。こういったところから、NTT東西の業務範囲というのも論点、これは大きく分ければ3つ目ぐらいの論点になろうと思いますけれども、こういう論点があるということで議論をしているということでもあります。

そういった全体を踏まえた意味で、表の②をご覧くださいますと、グループドミナンスという問題です。これがやはり競争に対して、かなり大きな要素になるのではないかと考えています。NTTグループの一体経営、あるいはグループ会社間の連携等を踏まえたグループとしての、ドミナンスに対する着目した公正競争環境のあり方ということでもあります。これについても、例えば西日本の問題なども、規制が及ばない子会社を通じた業務活動が原因になっているとか、あるいはNTT東西とドコモの連携強化というのが市場への影響があるのではないかと考えていることを含めて、グループドミナンスをどう考えるかが大きく分ければ4番目の論点かと思っています。

そういった全体を踏まえた上で、一番下に6番目、アクセス網・中継網（コア網）の移行とありますけれども、これは今、黒川座長のお話にもございましたけれども、メタルを光ファイバに変えていく、巻取り、マイグレーションということですが、これについてどう考えるかが、ある意味ではNTTグループのあり方にも、大きくかわると考えています。5年間でメタル回線を100%撤去して、光回線を100%敷設することによってメタルと光の二重投資を回避すべきであるというご意見もありますし、利活用の促進等によって、光の利用拡大に取り組むアクセス網等の移行を促進するという意見もある。今、これについての議論をしているところであります。

以上が我々のグループで、論じている論点と、それから皆さんから出された意見のまとめになりますが、8月の時点で、意見募集をパブリックコメントに付しておりますので、それについての集計結果が資料14-4にまとめられております。これは8月の末の合同部会でも、ご報告したところでありますが、そのときには1次と2次に分けておまして、1次の部分だけを皆さんにご報告したところでありますけれども、今回、こういう機会もございますので、第2次のパブリックコメントも含めて、まとめましたのがそのところであります。

全体的に見ますと、第1次の意見聴取と第2次の意見聴取で、大きく何か別の意見が出てきたということではなくて、それぞれに反対、賛成が鮮明になった。あるいはそれぞれの意見に対する、ある意味では反論というものが、明確になったということだと思います。

その資料は、ご覧になってお分かりのとおり、賛成意見が寄せられたものと、それから賛否が分かれたものという形でまとめています。まずは賛成意見のところですが、これは未整備地域の基盤整備のあり方について、これはやるべきというところでは、皆さんご意見一致。それから、それはもう民間主導でやるべきというところでも同じであります。さらに光だけでなく、CATVや無線を活用して基盤整備することが必要ということでもあります。

それから利用率の向上のための公正競争ですが、そこで一致した意見は、競争促進を通じた料金の低廉化、それからキラコンテンツ、あるいは制度の見直しというところでは、皆さんのご意見が一致したところでもあります。一方で、賛否が分かれたところですが、今の未整備地域の基盤と、利用率の大きく分けて2つですが、まず最初の基盤整備のほうは、公的支援がどうかということと、アクセス回線会社についてということと、メタル巻取り、この3つぐらいは大きく意見が分かれた。特に公的支援につきましては、不採算地域では一定の公的支援が必要という意見と、公的資金を投入せずに整備をすべきという意見であります。大きな論点は、2つ目のアクセス回線会社でありますけれども、これは先ほどの、前の資料の6にも関係するところでもあります。もしも公的支援なしに整備できるのであれば、賛成という意見とか、逆にそういったアクセス回線会社をつくるということは、まとめて言えば、競争の減退になるのではないかという意見もあったというのが、その黒丸のところでもあります。それから、それに関連するメタルの巻取りでありますけれども、これはソフトバンク様からご提案のあるような、5年間でメタルを巻き取るという案に賛成だという意見と、逆にそれは現実に困難ではないかという意見に分かれたということでもあります。

続きまして、利用率向上ですけれども、これについてはNTTのあり方と接続料の問題、2つあります。1つのあり方は構造的な分離を行って、公正競争を確保すべきだという意見と、それにはコストと時間がかかるというので、逆にそれがブロードバンド普及を阻害するのではないかという意見もあったということでもあります。光ファイバーの接続料の低廉化では、技術的な問題として分岐単位貸しなど、こういった形で接続料を引き下げるべきだという意見と、逆にそれには反対する、設備投資のリスクを負わない接続事業者が有利となる、という意見になったということでもあります。

以上、我々のワーキンググループで議論している論点、あるいは内容について若干ご説明を申し上げます。ありがとうございました。

【黒川座長】 ありがとうございます。

続いて、「周波数」ワーキンググループの徳田主査から、ワイヤレスブロードバンド関係の検討状況についてご説明をお願いします。

【徳田座長代理】 それでは、資料14-5をごらんいただければと思います。私たちのワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループは、これまでに8回開催しておりまして、現在、周波数移行に関係する関係者の方々、利用者、利用者団体、機器メーカー等とのヒアリングを継続的に、今、やっている状況でございます。8月31日に、中間取りまとめの報告を公表しておりまして、以下のようにまとめてあります。ワイヤレスブロードバンド環境の実現には、新しい周波数の確保を図るために周波数の再編が必要だということで、1つ目のポイントとしまして、通信量（トラフィック）は2020年には現在の約200倍に拡大するであろう、このため2015年までには300MHz幅以上、それから2020年には1500MHz幅以上の周波数帯域を確保する必要があるということで、非常に前向きに今後ますます伸びていくワイヤレスブロードバンドを吸収できるようにということで、2020年まで踏み込んで、幅広い周波数帯域を確保することをまとめております。

2番目に、そのために実現することとしまして、周波数の再編プランを策定していこう。2つ目が、周波数の再編を迅速かつ円滑に行うための制度整備が必要ということで、これに関しても報告をいたしております。まず、周波数の再編アクションプランの作成ということで、今後必要となる周波数を確保していくためには、詳細なアクションプランをつくっていこうということで、特に700/900MHz帯のプラチナバンドにおける携帯電話システムについては、新しいサービスの導入時期、移行先周波数の確保、それから経済的影響及び技術的条件などの観点からの評価・分析等を情報通信審議会技術分科会と連携して行いまして、この情報通信審議会技術分科会にて技術的な部分、周波数による問題が起きないかという、技術的な分科会の結果とも連携して行って、11月の末に周波数の再編の実施方針を決定する予定でいます。2つ目の、周波数の再編の実施に必要な措置の整備ということで、周波数再編を迅速・円滑に行うための費用負担、コストの負担に関して、また、できるだけ市場原理の活用ができないか等を検討するとともに、そのために必要となる法的措置等について、これも11月末までにまとめていこうということで動いています。

2枚めくっていただきまして、参考資料1という、少し込み入った図がありますけれど

も、これが私たちのワーキンググループが中心となって、これまでのヒアリングをまとめた、移行に関するいくつかの方針でございます。この横の帯状のところは周波数が出ておりました、赤くなっているところがあいているところで、白いところ等にFPU／ラジオマイク、これは現在使われている帯域のところでございます。このヒアリング等で、大きく3つの案が浮上ってきておりました、1番目、黄色の帯状のところの、左端と右端の赤い空間の周波数帯域を使って、早期に利用するために700MHz帯と900MHz帯をペアで利用したらいいのではないかという主張をされているグループの方々、もう一つは、2番目、730MHzからFPUのところの、ブルーで矢印が書いてありますけれども、ここの帯域を、アジアまたは北米との周波数の調和を考慮して割り当てをしていったほうがいいのではないかというグループ、それから右の900MHz帯に飛んでいただいて、グリーンで矢印がついていると思いますが、ここにはMCAとか書いてありますけれども、欧州との周波数の調和を考慮して、ここをうまく割り当てて使っていくべきではないかということで、この3つの案、特に現在、既に白いところに書いてありますけれども、FPU、ラジオマイク、MCA、RFID（電子タグ）等の周波数移行が必要となることも踏まえまして、この①から③の案について詳細に検討するために、11月末をめどに既存システムの移行に要するコスト及び期間の調査分析、それから他システムとの干渉を回避するための技術的課題の検討等を行っている状況です。

1ページ目に戻っていただきまして、現在、特に私たちのワーキンググループでは、700MHz、900MHz帯を利用する無線システムの周波数の移行における課題を、細かく理解していくために、関係者の方々を呼んでおります。利用者の方、利用団体の方、機器メーカーの方、なかなかコストのことなどはお話しいただけないのですけれども、非公開という場で、機器メーカーの方たちのご意見等もいただいております。当然、業種によっては、なかなかマーケットが非常にゆっくり動いているものもありまして、技術進化がやはり、分野によっては非常にゆっくりやられているものもあります。それで、どういふことを聞いているかといいますと、ここに書いてあります利用状況、特にどのくらいの基地局があって、免許人数がどのくらいかは、最後のページに参考資料2がついておりますので、それを見ていただきまして、現在の700MHz帯のところでは使われています、FPU、それから特定ラジオマイク、それから900MHz帯のところでは使われています、MCA、パーソナル無線、950MHz帯のRFID、950MHz帯の音声STL／TTL等、このくらいの無線局数と免許人数の方々が使われております。

1 ページ目に戻っていただきまして、こういう方たちをお呼びして、移行の場合に必要なとなる工事の内容、または費用、または期間、それから移行において考慮すべき技術的な事項、それから実際の移行方法等を、細かくヒアリングしております。それから諸外国の状況、その他の要望等をきめ細かく聞いている次第です。

1 枚めくっていただきまして、今後のスケジュールですが、非常に頻繁に関係者の方々とのヒアリングを、今、やっている最中でして、今後のスケジュールチャートで言いますと、真ん中のグリーンの帯のところ、9月下旬から各システムの利用状況の調査、関係者のヒアリングということで、赤印で下に入っていますが、この情報通信審議会の情報通信技術分科会の携帯電話等周波数有効利用方策委員会、これは服部委員が座長をやっていますが、ここの意見交換、調整を経て、それを反映する形で、10月下旬から新たな周波数確保のための方策の検討、周波数再編の方向性、必要な措置等をまとめまして、11月の下旬に再編の方針を決定できればと思って、進んでいる状況です。

簡単ですが、以上で報告とさせていただきます。

【黒川座長】 急いで、皆さんに、極めてコンパクトに説明をしていただきましたが、全体の状況はご理解いただけたかと思います。

これまでのご報告について、何かご質問がございますでしょうか。

【吉川構成員】 ワイヤレスのことについて、コメントさせていただきたいのですが、9月10日に閣議決定されました経済対策で、電波のオークションの制度を入れましょうという話がありました。電波の有効利用のため、周波数再編に要するコスト負担についてオークション制度の考え方も取り入れる等、迅速かつ円滑に、周波数を再編するための措置を、平成23年度中に講じる。今、ワーキンググループでやっていらっしゃるアプローチは、おそらく参考資料の2についている、いろいろな免許人の方や無線局の方にヒアリングして、移転にどれくらいコストがかかるかを出していらっしゃると思うのです。私もこの制度ができたときは、移転に要するコストとして、数十億かかるのか、数百億かかるのか分かりませんがけれども、まずそれを算出して、それをベンチマークとして、オークションをやるのかと思っていて、かつて3Gのオークションのときに数兆円のお金が動いたことと比べると、大した話ではないのではないかと思っていました。しかし、これは言ってみれば、借地に家を建てて住んでいる人が、大規模な都市開発をするからどいてくださいというのに似ています。移転に要するコストは家代だけですから、せいぜい数千万円です。ところが大規模ディベロッパーは、都心にある40坪の15年間の定期借地権を貸

してくださいとなると、やはり数十億円単位のお金をつけます。そうすると、このオークションは、やはり数兆円にいてしまうのではないかと思うのです。

最近、ドイツで4Gのオークションがあって、これは5,000億円のお金が動いています。ただしドイツの場合は、800MHz帯だけではなくて、2GHz帯や2.6GHz帯といった使いにくい周波数帯が高いところも対象としています。低周波帯は値段が高くついていたはずですが。ということは、このオークションは数千億から数兆円動くオークションを目指されるのですか。逆に言うと、移転コストがいくらかかろうが、応札する人は価値があると思ったら応札してしまう。そんな制度設計ができるのでしょうか。この閣議決定を見た後、これは大した話ではないと思ったのだけれども、よくよく考えたら、これはすごい話を言っていると思ひまして、あと1カ月でそれを決められるのでしょうか。

【徳田座長代理】 どうもありがとうございます。非常に大変重要なところで、先ほどご指摘のように9月10日の閣議決定で、新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策の中で、電波の有効利用のための制度の見直しというところに、はっきりと再編後の周波数を新たに利用する者が市場原理を活用して負担する等、オークション制度の考え方も取り入れた措置について、平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置するという事になっていますので、私たちの分科会のほうでは、先ほど見ていただいたグリーンの部分、各システムの利用状況の調査、関係者のヒアリングに力を入れております。現況を含めて言っておりますので、今、ご指摘のような純粋な青天井のオークションということは、おそらくあり得ないとは思いますが、そこに関する議論というのは、これから私たちのワーキンググループの中と、それから従来からやられている次期電波利用料の見直しに関する検討グループがありますので、横との連携もとりながら、詰めていく形になると思います。むしろ、吉川さんに加わっていただいて、経験をもとに議論を詰めていければと思います。

【吉川構成員】 これは、すごく難しいと思ひて、それなりにきちんと議論をする必要があるかと思ひています。海外でもいろいろなやり方があると思うのですが、基本はオークションといたら、やはり巨額の金が動きますが、それを特に、プラチナバンドでいきなりやるのかというのが私の疑問です。もちろん国庫は豊かになりますが、いろいろな影響が出てくると思うのです。

【徳田座長代理】 わかります。どうもありがとう。

【黒川座長】 今のことについて。

【町田構成員】 関連して。

【黒川座長】 はい。

【町田構成員】 関連して同じところですが、むしろ逆に、数兆円になるようなオークションを目指さなくていいのかという議論も、むしろあり得ると思うのです。我々の、この通信の世界から見ていると、利用料がはね上がるかもしれないから、そういうコストをかけるようなものではないほうがいい。ということで限定的な、今の立ち退き料の部分に注目したような概念が出てきているわけですが、実際には、現状の国庫はものすごく窮状にあるわけですから、これだけのプラチナバンドをその程度の負担で何年も使わせていいのか、専有させていいのかというのもありうる考え方ではないか。今までと時代が変わってきていると思うのです。だから、むしろもう一段広げて議論する必要があるのではないか。大綱のときには、来年、法律改正するようなものという意味で、ある程度限定したような議論も、やむを得ないかという議論を申し上げましたけれども、今回の議論をしていくと、この先のLTEを含めて、700/900MHz帯のすべての再編がそこへ広がってしまう議論になってしまうと思うので、初めから一般的なオークションを除外するような話にしてしまってもいいのかというのは、少し疑問が残るのではないかと思います。

【徳田座長代理】 除外はしていないと思いますので、それは先ほどの今後のスケジュールのところを見ていただいて、今、吉川委員のご指摘は、これだけの短い時間では難しいのではないかと、合理的な意思決定ができないのではないかと、多分、第1点だと思っております。今、私たちのワーキンググループでは、関係者の方々からの、こういう状況もわかってきたのですけれども、ある業界の場合には、やはり技術革新のスピードが非常に遅いので、周波数があまり有効利用されていないのです。ところが、競争する他の無線のシステムがないために、防災用にはそれが安いので使っていこうとか言って、逆にユーザが増えていたり、非常にいろいろな特殊事情が入っておりますので、そこを今、ヒアリングをしている最中でございます。ですから、10月、このブルーの検討スケジュールのところ、今、ご指摘いただいたようなところを逆に専門家の方を増やして、吉川委員等に入らせていただいて、やるということも可能かと思っております。

【黒川座長】 これについては、もう少し、深めましょうということはオーケーなのですが、ほかにどなたか、これについて何かご意見ありますか。

私もこれまで、オークションと言って、何度もたたかれてきていますので。

【篠崎構成員】 それでは、一言。

【黒川座長】 どうぞ。

【篠崎構成員】 資料14-5の大きい2の一番下に「市場原理」とあります。嫌われがちな言葉なので、この用語がいいかどうかは別ですが、電波という資源の経済価値を最大化する仕組みは重要だと思います。先ほど、政務官や副大臣からお話がありましたように、いよいよせば詰まっている日本経済の成長戦略の一つとして、この電波という資源の価値をどうやって最大化するかを考える意義は大きいと思われれます。もちろん白地に絵をかくわけではありませんので、先ほど吉川さんがおっしゃったように、いろいろな問題が起きるとは思います。吉川さんはいろいろな国のオークション導入に実際に携わられているので、その問題をよくわかっていておっしゃっていると思います。正確な数字ではありませんが、おそらくOECD諸国の中の3分の2ぐらいは、何らかの形でオークションを取り入れているわけで、むしろそういう諸外国の既にある例も参考にして、実際にどういうやり方が日本の場合に可能なのか考えることが重要ではないでしょうか。難しいからできないということではなく、フィージブルな、現実解をなんとか探していくという姿勢が大切だと思います。

【黒川座長】 もともと電波利用料というか、電波に経済的価値を見つけて、その電波利用料というのをいただくというシステムをつくられてきて、もう10年くらいです。もっとでしょうか。それが今度は、特定のものについては、より市場性のある評価をしましょうということ、諸外国の例を見ると、全般の議論をしているというよりは、特定の周波数帯についての価値について、市場に問うということが普通なので、今回のこの幅というのが、それに匹敵して、しかもオークションのやり方も、1つの会社にゆだねて、そこが配分をするということになるようなシステムなのか、1社が使って仕事をするのか、これについても、また何か事情が、つまり対象になる電波によって違ってくることがある。吉川さんの心配は1カ月の間にここの結論に行き着くかどうかというお話だったと思いますが、吉川さんは基本的には入れたほうが良いとお考えだったでしょうか。

【吉川構成員】 これについては、やっぱり議論は必要で、もう既に政策は閣議決定されているので、後戻りできない議論だとは思っているのですが、私は、それほどお金が動く話ではないと最初は思っていたら、いざ設計する段階になると応札者は数兆円を応札してきた。立ち退き料などをそこから捻出するのですが、当初は大した話ではないと思っても、残ったお金の使途やオーバーシュートしたときの対応などをどうするのかの議論も必要です。市場メカニズムの範囲に委ねるとしても、やはり1回きりしかないので、価

格の形成がゆがんでしまうのではないかという気がしている。それについて懸念は持っているということです。

【黒川座長】 この時期に、使用期間をどうするかは別にして、その間の状況を想定しながらリスクをとるというのは、応札する人は相当きつかもしれない。

【吉川構成員】 そうですね。

【篠崎構成員】 今のに関連して。

【黒川座長】 はい。

【篠崎構成員】 そういう意味では、確かに諸外国では、うまくいかなかった例もあるわけですが、それも踏まえて、セカンダリーマーケットをどういうふう形成していくかなど、いろいろな仕組みを工夫していく姿勢が必要だと思います。期限を切って拙速するのは確かによくないと思うのですが、大きな一歩を踏み出す動きは、いいことではないかと思います。

【黒川座長】 一番分からないのは、ものすごい金額になるのか、ごく普通の想定どおりの金額になるのか、それとも引越し費ぐらいになるのか、全然分からないというところ。これは本当に、何か我々が想定するよりも、はるかに大きい金額になるのが常識だと考えていいですか。

【吉川構成員】 わかりません。

【黒川座長】 吉川さんはわからない。

いずれにせよ、これは、丁寧に徳田先生には大変ですが、この部分については、だれかプロフェッショナルな方を加えていただいて、皆さんが納得のいく環境にしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかの分野で、質問はありませんか。

【町田構成員】 いいですか。

【黒川座長】 はい。

【町田構成員】 資料14-3なのですが、検討の枠組み・視点のところ、②のグループドミナンスに対する規制のあり方ということで、これ自体は賛成ですし、このような趣旨のことは、私は言ってきたのですが、その下の、アクセス網のオープン化等のあり方のところで、いきなり、関係者の意見で、加入光ファイバ網のオープン化が不十分であることに起因と断定になってしまっているのですが、断定していいのですか。

【山内座長】 これはあくまでも、寄せられた意見ですので、こういう断定した意見が

来ましたということで書いてあるだけです。

【町田構成員】 あくまでも、それを受け入れて結論を踏まえてきているということではないということですか。

【山内座長】 我々はこれを全面的に受け入れて結論を出すというわけではない。

【町田構成員】 それならば大丈夫です。

【山内座長】 紹介しているだけです。

【黒川座長】 ほかに何かご質問ありますか。

【勝間構成員】 1点だけいいですか。

【黒川座長】 はい、勝間さん。

【勝間構成員】 この競争政策に関する検討の視点の中で、技術的な話というのは、どこに含まれるのでしょうか。1回議論になったと思いますけれども、ガラパゴス技術をどう防ぐかという話が、実は競争も、国内競争ではなくて、国外競争もかんがみる必要であるとか、そもそもエコシステムを複数で持ったほうがいいのではないかとといったような、あと技術も複数で採用したほうがいいのではないかとのお話があったと思いますが、その点は、この6点の中では、何か見えにくくなっているような印象を持っております。

【山内座長】 わかりました。おっしゃる意味では、それを明確に、明示的に論点として議論しているところは、今のところ、ないです。ただ、前にもご指摘されていたし、世の中でも非常に問題視されていることですので、その点については、例えば、全体を通じてなのかもわかりませんし、頭において議論させていただこうと思います。

【勝間構成員】 よろしくお願ひします。

【黒川座長】 これはよろしくお願ひします。

【山内座長】 はい。

【黒川座長】 ほかに何かありますか。

【舟田構成員】 今の点は、資料14-2と3を2つ並べていただきたいのですが、14-2の左側が、私どもの課題である「光の道」のメインストリームだと思っています。もちろん移動通信市場も、光ファイバを引いて、基地局を建ててから無線ですから、もちろん移動通信市場にとっても「光の道」は非常に重要なわけですが、例えば端末との関係とかいうことになりますと、「光の道」との関係は少しリモートという感じですがこの資料14-3の①から⑥の中心のターゲットは、「光の道」をこれから敷いて、あるいは利活用を高めていくための、基礎的なインフラ部分というところに、どうしても私どもの関心がい

く。しかし、もちろんおっしゃったように技術的な観点というのは非常に大事で、例えば④のNGNというのは、まさに光ファイバを使ったネットワークにとって、一番先端的な、技術的な問題があるところで、そういう意味で、例えばそういうことで、技術的なことも一緒に議論していますし、これからもやろうということではないかと思っています。

【勝間構成員】 補足していいですか。

すみません。私がガラパゴスという言葉を使ったのが、いけなかったのかもしれませんが、別に端末の話をしているわけではなくて、いわゆるさまざまなネットワークレイヤーにおける、細かいプロトコルの問題や機器の技術問題とか、そもそもどこまでを逆にドミナンスとして、どこを複数育てるかといったような、技術アーキテクチャーそのものを含めますので、決して無線と有線を区別しているわけではなく、むしろ逆に14-2の絵がとてもよいと思ったのです。右と左を見ていただければわかるとおり、どうして移動のほう圧倒的にARPUも高く、進んでいるかといいますと、やはり4社が切磋琢磨して、様々な技術要件や端末を競っているからであって、左のほうがもし100%プラスいろいろなアプリケーションが乗ってくるという状態になりますと、やはりNTT東西がどんとあってもいいのですが、その上でさまざまなプレイヤーが同じようなエコシステムを立ち上げられるかどうか、そのときに技術要件であるとか、そういったことを検討するほうがいいのではないかということをお伝えしたかったつもりです。

【山内座長】 わかりました。ある意味では、我々の検討というのは、今、おっしゃった、この14-2の左側の固定市場のまさに右側にある移動通信のようなシステムをここできかにつくるか、競争してつくっていくかという議論をしています。

【勝間構成員】 そうすると技術要件の話が出てくる。

【山内座長】 はい。承知いたしました。

【篠崎構成員】 今回の、補足して。

【黒川座長】 はい。

【篠崎構成員】 山内座長を中心に、ワーキンググループで精力的に議論をしていて、この14-2はあえて両方を示しているという点でも良くできている図だと思っています。先ほど融合とオープン化がキーワードだと座長からもお話がありました。これを別の言葉で表現すると、さまざまな「連携」の仕方で、ユーザから見ていろいろな利便性が高まると考えられます。先ほどユーザ目線というお話が政務官からありましたが、個人だけに限らず、企業や教育、医療機関もそうですが、さまざま「連携」によって、ユーザから見て

利便性が向上すると、そこに市場価値が生まれるわけで、自由に競争できるようになれば、マーケットが広がると考えられます。そのときにボトルネックがあって自由な競争ができないというのではいけないので、ボトルネックが何かを見極める必要があります。ボトルネックがうまく解消されるなら、いろいろな人たちがいろいろな組み合わせで、いろいろな連携をとりながら、ビジネスプランを出して市場が創造されますので。うまくいかないところはもちろん失敗するのですが、うまくいくところは伸びるという視点でワーキンググループで議論しているつもりです。どうしても時間の制約等で、固定のほうに議論がいつてしまいがちですが、このタスクフォースは、もともと「グローバル時代の…」という大きい目線でやっていますので、そこは座長も含めてワーキンググループのメンバーは意識しているということだけお伝えしておきたいと思います。

【黒川座長】 ほかにございませんか。

よろしいですか。

平岡副大臣森田政務官、何かご意見ございますか。

【森田政務官】 では、1点だけ。 今日初めて伺いまして、まだ初心者なので、ぜひ、こういう場ですからご指導いただきたいのですが、資料14-3、アクセス網のコア網への移行のところで、メタルの巻取りはコストもかかるし、手間もかかるといった意見がある中で、一方では、必要でどんどんやるべきだという意見もあります。災害が起きた場合とか、平時から有事に国家全体のフェーズが変わったときに、どういったリスクがあるかとか、そういったことを今まで洗い出して議論とかされてきたりしていらっしゃいますか。そのあたりのことを、もしご存じであれば教えていただきたいと思います。

【山内座長】 正直なところ、そこまでメッシュの細かい議論はまだできていない。今のところ、巻取りの話は、要するにそれによって二重になっているコストが節約できて、社会的に利便性が上がるのかどうか、あるいは言ってみれば、社会的利益が上がるのかどうかという議論は、かなり細かくやっておりますけれども、有事の際とか、リスク対応ということについては、まだそこまで目線がっていない。ご指摘いただきましたので、少し考えさせていただこうと思います。

【黒川座長】 どうぞ。

【平岡副大臣】 ありがとうございます。

私も初心者の域を出ていないので、あまり詳しいことを話すことはできないのですが、今日お聞きした話で、皆様方が何を悩んでおられるのかということをおある程度わか

ったような気がします。実は、この前、ITU、国際電気通信連合の総会、4年に1度の全権委員会議というのがメキシコのグアダハラで行われていまして、それに参加して参りました。そのときに、アメリカの国務省のバービーア大使という方から、ぜひ会いたいと言われて、彼が会議のときに言っていた話について、日本の協力を求めたいと来るのかなと思ったら、全然違いまして、自分が関心を持っていることはこういうことがあるのだけれども、どうなっているのか教えてくれと言われました。その1番目が日本の電気通信行政のこれからの在り方、特に組織面でどう考えているのかということ、2番目がNTTはこれからどうなるのかということ、それから3番目が電波オークションについてはどういふ検討が進められているのかということ、4番目が地上デジタル放送の展開についてこれからどう考えていくのかということ、この4つだったのです。

今日、皆さんが議論されておられることが、まさに国内だけではなくて、アメリカ側もものすごく関心を持っている。個人的な関心なのか、国務省としての関心なのか、よくわからなかったのですけれども、私もその場では全部答えられなくて、今、いろいろ検討中の話でありますからと申し上げました。やはり国際的に見ても、日本のやろうとしていることについては、なるほどグローバル時代に適したものなのだと、納得感のあるものである必要があると、私も思いましたので、ぜひしっかりと議論をしていただいて、良い結論を出していただきたいと思います。

【黒川座長】 どうもありがとうございます。

ちょうどいい時間になりました。今日いただいた意見は、それぞれのワーキングや委員会、検討に活用させていただきたいと思ひますし、テークノートさせていただきます。

最後に事務局から、次回の開催の予定をお願いします。

【木村調査官】 次回の日程ですけれども、また調整をさせていただきますして、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【黒川座長】 わかりました。

以上で、第14回の会合を終了させていただきます。

皆様、お忙しい中、ご出席ありがとうございました。

以上